

第十回 参議院水産委員会會議録第二十一号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午後一時四十二分開会

本日の會議に付した事件

○漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本議案の発議者、衆議院の平井義一君から提案の理由の御説明を求めます。

○衆議院議員(平井義一君) 漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

この法律案は前国会におきまして参院から提出されました法律案と殆んど内容は同じものであります。すでに御存じの通り有明海の漁業の複雑性から見て、これを特別海区とし、この海区に連合海区漁業調整委員会を置き、漁業調整事務局を設けて漁業の調整を図ろうとするものであります。

有明海は熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県の四県にまたがりまして常に紛争が絶えないのであります。この紛争の解決と円滑に漁業に従事できるように、又資源保護と生産増強のために、有明海十数万の漁民は一日千秋の思いで調整事務局の設置を待つておるような状態です。どうか参議院水産委員会におきましては、慎重御審議下され至急法案の通過をお願いいたす次第であります。

簡単でございますがこれを以て提案理由の説明といたします。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問或いは御意見ありましたらお述べを願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

本法律案はすでに一回参議院を満場一致で可決されて衆議院に送付した法案でありますので、別に質疑もないようでありますから、これから討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは採決いたします。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 総員賛成と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四条によりまして、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二

条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

松浦 清一 秋山俊一郎

入交 太蔵 青山 正一

千田 正

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 青山 正一君

委員 千田 正君

秋山俊一郎君

入交 太蔵君

松浦 清一君

衆議院議員 平井 義一君

事務局側

常任委員 岡 尊信君

会専門員 林 達磨君

常任委員 林 達磨君

会専門員

三月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月二十四日)

昭和二十六年四月九日印刷

昭和二十六年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所